

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月27日

飯山市長 足立 正則

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

柳原地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	4 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

- ・当地域の水田は「基盤整備されており」「水利にも恵まれ」「食味が優れている」という状況である。今後のあり方として、「水田は地域で守る」ことを最優先とし、高齢化等で新たな農地の出し手の増加が見込まれることから、担い手への集積・集約化を推進していく。
- ・旧柳原小学校区域を重点地域とし、担い手への集積・集約化を推進していく。
- ・高齢により農地を提供した農家では用水路・畔草管理できない状況にあるため地域集落によるルール作りの検討をしていく。
- ・集落営農とは別に、個人でやりたい農業者もいることから、一緒に地域の保全の立場から地域の担い手としての位置づけをする。
- ・耕作放棄地対策として、そば・麦などを導入し、省力化と併せ、加工販売を検討していく。